

Jシステムご利用に関する留意事項について

1 法令や指針等の遵守

Jシステム利用に際しては、「交通情報の提供に関する指針」などを遵守し、正確かつ適切に情報提供するよう配慮していただく必要があります。

- ・ エンドユーザーに誤解を与えないよう注意してください。(情報の作成日時・情報提供元の明示など)
- ・ プライバシーへ配慮した情報提供 など

2 利用方法の事前確認

記1を踏まえた態様での利用となることの確認や記4の負担額の算定のため、Jシステムの利用方法について事前に確認させていただきます。

3 三次提供の禁止

Jシステムを利用した情報提供事業は、一次事業者及び二次事業者に限り実施が可能です。

- ・ 一次事業者とは、当センターと契約締結して事業を実施する事業者
- ・ 二次事業者とは、一次事業者が作成したコンテンツにより事業を実施する事業者

4 負担額について

- ・ Jシステムを安定的に運用するために必要な費用(負担額)をご負担いただきます。なお、負担額は不定期に改定することがあります。

5 送信するデータについて

- ・ 送信するデータは当センターが全国の管理者から収集しているものですが、全ての道路の情報を網羅しているものではありません。
- ・ 送信するデータは事業者へ届くまでに一定のタイムラグがあります。
- ・ 送信するデータは、システムのメンテナンスや障害等により停止する場合があります。(停止することを事前把握している場合は事前に連絡します。)

6 通信回線の接続

セキュリティの観点から当センターが指定している通信回線のご利用をお願いしています。

7 契約について

- ・ システム開発契約締結後、3ヶ月以内に回線敷設作業が完了できるよう準備いただきます。
- ・ システム開発契約における契約期間は原則として年度を跨がないものとします。
- ・ 回線敷設後、3ヶ月以内に道路交通情報提供事業を開始できるよう準備をお願いします。
- ・ 回線敷設から3ヵ月後の翌月から負担額が発生いたしますのでご注意ください。

※ VICS 符号型の利用には一般財団法人道路交通情報通信システムセンター(略称:VICSセンター)との技術開発契約が必要となります。

— 道路交通情報関係法令 —

◆**道路交通法(昭和三十五年六月二十五日法律第百五号)**

(交通情報の提供)

第109条の2 公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、車両の運転者に対し、車両の通行に必要な情報(以下この条及び次条において「交通情報」という。)を提供するように努めなければならない。

2 公安委員会は、内閣府令で定める者に交通情報の提供に係る事務を委託することができる。

3 国家公安委員会は、交通情報を提供する事業を行う者が正確かつ適切に交通情報を提供することができるようにするため、交通情報の提供に関する指針を作成し、これを公表するものとする。

4 交通情報を提供する事業(公安委員会及び第2項の規定による委託を受けた者が行うもの並びに道路法による道路の管理者が道路の維持、修繕その他の管理のため行うものを除く。次条第1項において同じ。)を行う者は、前項の交通情報の提供に関する指針に従い正確かつ適切に交通情報を提供することにより、道路における危険の防止その他交通の安全と円滑に資するように配慮しなければならない。

第109条の3 交通情報を提供する事業であって次の各号のいずれかに該当するもの(以下この条において「特定交通情報提供事業」という。)を行おうとする者は、内閣府令で定めるところにより、氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、交通情報の収集及び提供の方法その他内閣府令で定める事項を国家公安委員会に届け出なければならない。その者が届出をした事項を変更するときも、同様とする。

1. 道路における交通の混雑の状態を予測する事業
2. 目的地に到達するまでに要する時間を予測する事業

2 国家公安委員会は、特定交通情報提供事業を行う者が正確かつ適切でない交通情報を提供することにより道路における交通の危険又は混雑を生じさせたと認めるときは、その者に対し、前項各号に掲げる事業に係る技術水準その他の事情を勘案して、相当な期間を定めて、正確かつ適切な交通情報の提供の実施のために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。